

令和3年8月11日からの大雨により被災された皆さまへ

このたびの令和3年8月11日からの大雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
JA共済では、広島県内の災害救助法の適用を踏まえ、被災されたご契約者さま・ご利用者さまに対し、次の取扱いを実施しております。詳細につきましては、JA窓口へお問い合わせください。

1 共済金等の簡易・迅速なお支払い

共済金のご請求の際にご提出いただく下記の書類については、書類のご提出の省略・代替が可能となる場合があります。

●ご提出の省略が可能となる書類

生命共済	建物共済
・戸籍謄(抄)本および住民票の写し (住民票記載事項証明書) ・印鑑および印鑑証明書・共済証書	・戸籍謄(抄)本および住民票の写し (住民票記載事項証明書) ・印鑑および印鑑証明書 ・関係官署の罹災証明書・共済証書

●代替書類をもって、ご提出の省略が可能となる書類

生命共済	建物共済
・死亡証明書 ・入院、手術、通院等証明書 ・事故状況報告書	・死亡証明書 ・入院、手術、通院等証明書

2 共済掛金の払込猶予期間・継続契約の締結手続きの猶予

被災により共済掛金の払込および契約継続のお手続きが困難な場合につきましては、お申し出により共済掛金の払込猶予期間の延長等が可能となる場合があります。

●お取扱いの内容

長期共済(生命総合共済・建物更生共済など)	短期共済(自動車共済・火災共済など)
・共済掛金払込猶予期間の延長	・共済掛金払込猶予期間の延長 ・継続契約の締結手続きの猶予および共済掛金の払込猶予

※なお、申込期間は令和3年10月12日(火)までとなっておりますのでご注意ください。

3 本取扱いの適用範囲

災害救助法の適用が決定された地域を管轄としているJAとなります。

災害救助法が適用されている地域(広島県)	対象JA
・広島市(全区)・三次市・安芸高田市・山県郡北広島町	・JA広島市・JA安芸・JA広島北部・JA三次・JA庄原

4 その他

共済掛金の払込猶予期間の延長等については、新型コロナウイルス感染症による特別取扱いを、広島県全域で実施しております。期間や対象となる方が異なりますので、詳細はご契約先のJAまでお問い合わせください。

